

# 所得税の確定申告・町県民税の申告が始まります

税務課 内線 266・267

## ◆確定申告書は早めに提出を

所得税及び復興特別所得税は、自らの所得の状況を最もよく知っている納税者自身が、所得と税額を計算して申告し、納税するという「申告納税制度」をとっています。

確定申告期間は大変混雑が予想されますので、申告書は「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」などをよく読んで作成し、e-Tax 又は郵送などにより提出していただきますようご理解とご協力をお願いします。

## ◆自宅のパソコンやスマートフォンで確定申告書が作成できます

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/> の「確定申告書等作成コーナー」では、確定申告書が作成できます。作成した申告書は印刷して小牧税務署（〒485-8651 小牧市中央1丁目424番地）へ郵送などで提出してください。

また e-Tax を利用すると自宅のパソコンから送信することもできます。詳しくは e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/> をご覧ください。

## ◆医療費控除は領収書が提出不要になりました

医療費控除の適用を受ける場合は、平成29年分の確定申告から「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は不要となりました。ただし5年間は領収書を保存してください。医療費控除を受ける方は、ご自身で医療費の合計額を計算し「医療費控除の明細書」を作成してください。「医療費控除の明細書」は広報ふそう1月号の折込チラシをご覧ください。※平成31年分までの確定申告については、領収書の添付又は提示による申請も可能です。

## ◆ふるさと納税に係る寄附金控除の申告漏れにご注意ください

ふるさと納税をされた方のうち、ワンストップ特例の適用を申請している場合で、確定申告をする方や、ふるさと納税先が6団体以上ある方は、ワンストップ特例の申請の有無にかかわらず、全てのふるさと納税に係る寄附金を含めて確定申告をする必要があります。

## ◆申告書にはマイナンバーの記載が必要です

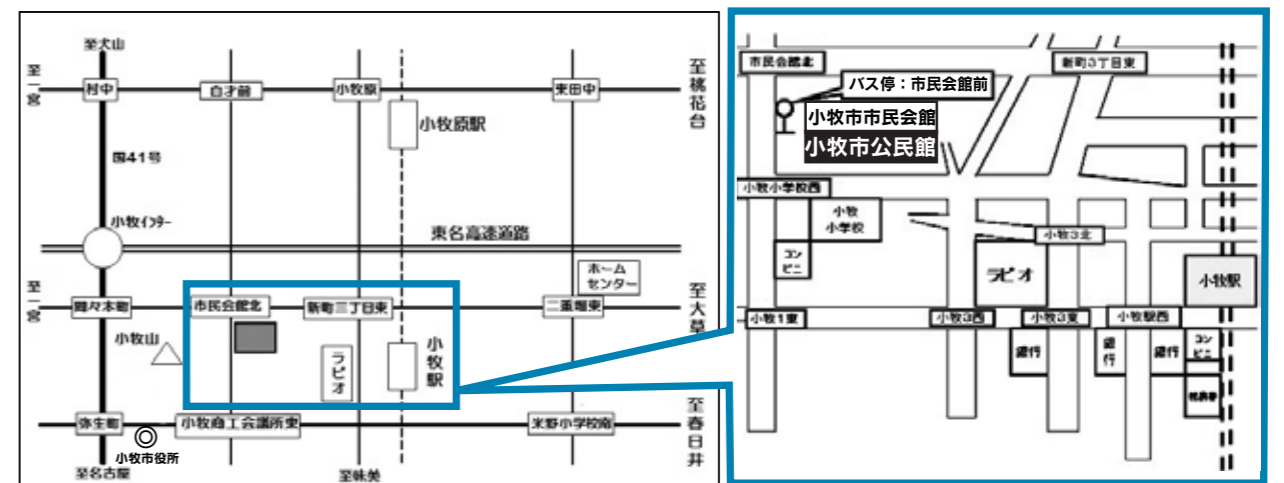
確定申告書、町県民税申告書の提出については、マイナンバー（個人番号）の記載が必要であるとともに、本人確認（番号及び身元確認）書類の提示又は写しの添付が必要です。

≪本人確認を行うときに使用する書類の例≫

例1 マイナンバーカード（個人番号カード）のみ【番号確認及び身元確認書類】

例2 通知カード【番号確認書類】+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

小牧申告会場（小牧市公民館）案内図



▼問い合わせ ○確定申告……小牧税務署 ☎0568(72)2111（音声案内に従い該当する番号を選択）

○町県民税申告…役場税務課 ☎(93)1111（内線266・267）

申告内容	所得税及び復興特別所得税の確定申告 (土地建物・株式の譲渡、贈与以外) 町県民税の申告	町県民税の申告	申告全般
会場	扶桑町中央公民館 2階 講堂	扶桑町役場 2階 第2会議室	小牧市公民館
日程	2月18日(月)～2月28日(木) (土・日を除く)	3月1日(金)～3月15日(金) (土・日を除く) 左記の期間・会場でも町県民税の申告ができます。	2月18日(月)～3月15日(金) (土・日を除く) なお、2月24日(日)・3月3日(日)は開設します。
開設時間	午前の部 午前9時～正午 (税理士コーナー 午前9時30分～正午) 午後の部 午後1時～4時 (税理士コーナー 午後1時～3時30分) 会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。	午前の部 午前9時～正午 午後の部 午後1時～4時	午前9時～午後5時 (受付終了時間：午後4時) 会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。
対象	<p>◆事業・不動産・配当所得等があった方 事業・不動産所得の場合は、平成29年分の所得金額（専従者控除前または青色特別控除前）が300万円以下の方（消費税課税事業者である場合は、平成28年分の課税売上高が3,000万円以下の方）</p> <p>◆給与所得があった方で、以下に該当する方</p> <p>①年間給与収入額が2,000万円を超える方</p> <p>②1か所から給与の支払を受けていて、給与所得、退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方</p> <p>③2か所以上から給与の支払を受けていて、年末調整をされていない給与の収入金額と、給与所得、退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方</p> <p>④医療費控除、住宅借入金等特別控除の適用を受けられる方</p> <p>⑤年の途中で退職され、年末調整をしていない方</p> <p>◆年金収入のみの方 年金所得者の確定申告不要制度について、小牧市公民館会場の対象の欄の※をご覧ください。</p> <p>3月1日以降、扶桑町で確定申告の相談受付はできません。</p>	<p>確定申告の必要のない方で、平成31年1月1日現在、扶桑町に住所があり、平成30年中に所得があった次に該当する方は、町県民税の申告をしてください。</p> <p>①給与所得者で、勤務先から扶桑町役場に給与支払報告書が提出されていない方</p> <p>②給与所得と退職所得以外の所得の合計が20万円以下の方</p> <p>③国民健康保険に加入している方（所得の有無にかかわらず、町県民税の申告が必要になります。遺族年金・障害年金など非課税所得のみの方も申告が必要です。申告が無いと、実際の所得に見合った国民健康保険税の軽減や医療費給付が受けられない場合があります。）</p> <p>所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出された方は、町県民税の申告の必要はありません。</p>	<p>◆扶桑町中央公民館会場の対象の欄に該当する方</p> <p>※公的年金等を受給されている方で、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下、かつ当該年金以外の所得金額が20万円以下の方は所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要です。</p> <p>(注1) この場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。</p> <p>(注2) 公的年金等以外の所得金額が20万円以下で所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても町県民税の申告が必要です。</p> <p>◆土地・建物・株式の譲渡のあった方 上記の所得税及び復興特別所得税以外に次の申告も受け付けています。</p> <p>◆贈与税</p> <p>◆個人事業者の消費税及び地方消費税</p>
申告期限 (納期限)	所得税及び復興特別所得税及び贈与税の申告期限は、3月15日(金)です。 個人事業者の消費税及び地方消費税の申告期限は、4月1日(月)です。		
持ち物等	<p>◆マイナンバーカード又はマイナンバーを確認できる書類（通知カード、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載のあるもの）のいずれか1つ）及び身元確認書類</p> <p>◆印鑑 ◆給与所得や年金所得がある場合は、源泉徴収票の原本（コピー不可）</p> <p>◆事業所得・不動産所得がある場合は、青色申告決算書又は収支内訳書</p> <p>◆医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書（注）医療費の領収書は税務署から求められたときは提示又は提出しなければならぬため、自宅に5年間保存する必要があります。</p> <p>◆生命保険料・地震保険料の控除を受ける場合は、保険料控除証明書</p> <p>◆社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、国保・介護・後期高齢の保険料納付の証明書</p> <p>◆障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定書等</p> <p>◆配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の源泉徴収票など所得のわかるもの</p> <p>◆住宅借入金等特別控除を受ける場合は、借入金の年末残高等証明書、登記事項証明書、売買契約書又は請負契約書の写し ※住宅とともに取得した敷地の借入金も控除する場合、中古住宅を取得した場合、増改築の場合又は認定長期優良住宅や低炭素建築物の場合はこれら他に必要書類があります。（注）平成28年分の申告から、原則として住民票の写しの添付を要しないこととなりました。</p> <p>◆寄附金控除を受けられる場合は、領収書又は証明書</p> <p>◆還付申告の場合は、振込先の銀行名・口座番号等（申告者本人名義のもの）のわかるもの</p> <p>◆利用者識別番号及びパスワードがわかるもの ※過去に中央公民館または小牧会場で申告された方で番号をお持ちの方。</p> <p>◆前年の確定申告書の控え等の参考資料をご持参ください。</p>		
お願い	<p>所得税及び復興特別所得税の確定申告に関する相談は、<u>期間中税務課窓口では行いません</u>ので、扶桑町中央公民館申告会場もしくは小牧市公民館の申告会場をお願いします。</p> <p><u>譲渡所得（土地・建物、株式等の分離課税）・贈与税の申告は、扶桑町の会場ではできません。小牧市公民館でお願いします。</u></p>		

特集  
町政  
情報  
募集  
保健

特集  
町政  
情報  
募集  
保健